

株式会社みずほ銀行の Mizuho インパクト預金フレームワークに係るレビュー

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社みずほ銀行が2024年10月に策定した「Mizuho インパクト預金フレームワーク」が更新されたことに伴い、レビューを実施しました。

<要約>

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社みずほ銀行が2024年10月に策定した「Mizuho インパクト預金フレームワーク」（本フレームワーク）に対して、環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示されたインパクトファイナンスの定義を参照し、本フレームワークはその全ての定義を満たすことを確認し、2024年10月8日に第三者意見書を公表している。

今般、みずほ銀行は本フレームワークを改訂し、本フレームワークの資金使途となる金融商品（適格インパクトファイナンス）として Mizuho Eco Finance の追加を明記するとともに、本フレームワークが対象とする適格インパクトファイナンスの一覧及びその最新の情報をみずほ銀行ウェブサイトの本預金の商品案内ページに掲載することとする変更を加えている。また、本預金の組成に係る承認プロセスについても、本フレームワーク内で明記された。

JCR は、改定された本フレームワークについて、「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項との適合性評価を行った。本フレームワークによって調達したインパクト預金は特定のインパクトを意図するファイナンスについては「インパクトファイナンスの基本的考え方」、包括的なインパクトを意図するファイナンスについてはポジティブ・インパクト金融原則について、外部評価機関から適合性に係る第三者意見を取得したファイナンスに充当される。現時点で適格インパクトファイナンスと定める Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンス及び Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンス PRO、Mizuho Eco Finance については、JCR より関連原則等への適合性に関する第三者意見を取得している。今後追加される適格インパクトファイナンスについては、関連原則等への適合性について外部評価機関から第三者意見を取得したものに限り、その最新の情報についてはみずほ銀行ウェブサイトの本預金の商品案内ページに掲載することとしている。

以上より、JCR は本フレームワーク及び本フレームワークを参照して実行されるファイナンスが関連原則等に適合していることを確認した。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：株式会社みずほ銀行
「Mizuho インパクト預金フレームワーク」

2025年8月25日
株式会社 日本格付研究所

目次

<要約>	- 3 -
I. フレームワーク作成者及びフレームワークの概要	- 4 -
1. フレームワーク作成者の概要	- 4 -
1-1. 会社概要	- 4 -
1-2. みずほ銀行のサステナビリティ戦略	- 4 -
2. 本フレームワーク作成の目的	- 6 -
3. 本フレームワークの概要	- 6 -
3-1 本預金の概要	- 6 -
3-2 調達資金の使途	- 6 -
3-3 調達資金の管理体制	- 9 -
3-4 ファイナンスの選定プロセス	- 9 -
3-5 本フレームワークのレポートニング	- 9 -
II. 適合性評価	- 10 -
III. 結論	- 11 -

<要約>

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社みずほ銀行が 2024 年 10 月に策定した「Mizuho インパクト預金フレームワーク」（本フレームワーク）に対して、環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示されたインパクトファイナンスの定義を参照し、本フレームワークはその全ての定義を満たすことを確認し、2024 年 10 月 8 日に第三者意見書を公表している。

今般、みずほ銀行は本フレームワークを改訂し、本フレームワークの資金使途となる金融商品（適格インパクトファイナンス）として Mizuho Eco Finance の追加を明記するとともに、本フレームワークが対象とする適格インパクトファイナンスの一覧及びその最新の情報をみずほ銀行ウェブサイトの本預金の商品案内ページに掲示することとする変更を加えている。また、本預金の組成に係る承認プロセスについても、本フレームワーク内で明記された。

JCR は、改定された本フレームワークについて、「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項との適合性評価を行った。本フレームワークによって調達したインパクト預金は特定のインパクトを意図するファイナンスについては「インパクトファイナンスの基本的考え方」、包括的なインパクトを意図するファイナンスについてはポジティブ・インパクト金融原則について、外部評価機関から適合性に係る第三者意見を取得したファイナンスに充当される。現時点で適格インパクトファイナンスと定める Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンス及び Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンス PRO、Mizuho Eco Finance については、JCR より関連原則等への適合性に関する第三者意見を取得している。今後追加される適格インパクトファイナンスについては、関連原則等への適合性について外部評価機関から第三者意見を取得したものに限り、その最新の情報についてはみずほ銀行ウェブサイトの本預金の商品案内ページに掲示することとしている。

以上より、JCR は本フレームワーク及び本フレームワークを参照して実行されるファイナンスが関連原則等に適合していることを確認した。

I. フレームワーク作成者及びフレームワークの概要

1. フレームワーク作成者の概要

1-1. 会社概要

みずほグループ（以下、〈みずほ〉）は、傘下にみずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券などを擁する株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下、みずほ FG）を最終親会社とする大手総合金融グループで、2024年3月期の上半期末のグループ連結総資産は272兆円と国内金融機関の中で屈指の規模を誇る。みずほ銀行は〈みずほ〉における銀行子会社であり、国内最大級の顧客基盤、国内外の拠点ネットワークを有する日本のリーディングバンクの一つである。

1-2. みずほ銀行のサステナビリティ戦略

〈みずほ〉は、2023年4月にスタートした3カ年の中期経営計画において、将来にありたい世界として「個人の幸福な生活」とそれを支える「サステナブルな社会・経済」の実現を掲げ、サステナビリティの実現に向けた取り組みを強化している。サステナビリティを経営戦略と一体的に捉え、ポジティブなインパクトの拡大とネガティブなインパクトの低減の両面から取り組み、SDGs 達成に貢献していくことをめざしている。

〈みずほ〉は、長期的な視点に立ち、「マテリアリティ」に取り組むことで、環境の保全及び内外の経済・産業・社会の持続的な発展・繁栄に貢献し、様々なステークホルダーの価値創造に配慮した経営と〈みずほ〉の持続的かつ安定的な成長による企業価値向上を企図している。

マテリアリティ	
ビジネス 経営基盤	少子高齢化と健康・長寿 人生100年時代の一人ひとりに応じた安心・安全・便利
	産業発展とイノベーション 産業・事業の発展を支え、グローバルに新たな価値を創造
	健全な経済成長 内外環境変化に対応する金融インフラ機能の発揮を通じた経済発展への貢献
	環境・社会 お客さまと共に環境の保全をはじめとする社会の持続的な発展を実現
	人材 自律的な企業文化のもと多様な社員が活躍し、お客さま・社会と共に成長
	ガバナンス お客さま・社会に貢献するための強固な企業統治と安定的な業務運営

図1：〈みずほ〉のマテリアリティ¹

¹ 出典：本フレームワーク

〈みずほ〉はサステナビリティの実現に向けて、経済・産業の構造転換と新しいテクノロジー実用化を顧客と共創し、〈みずほ〉の内外ネットワークや顧客基盤を生かして、その取り組みを国内外に波及させていくとしている。そのために必要となる資金をしっかりと供給していくとともに、〈みずほ〉の人材と知見の強化を図る方針である。

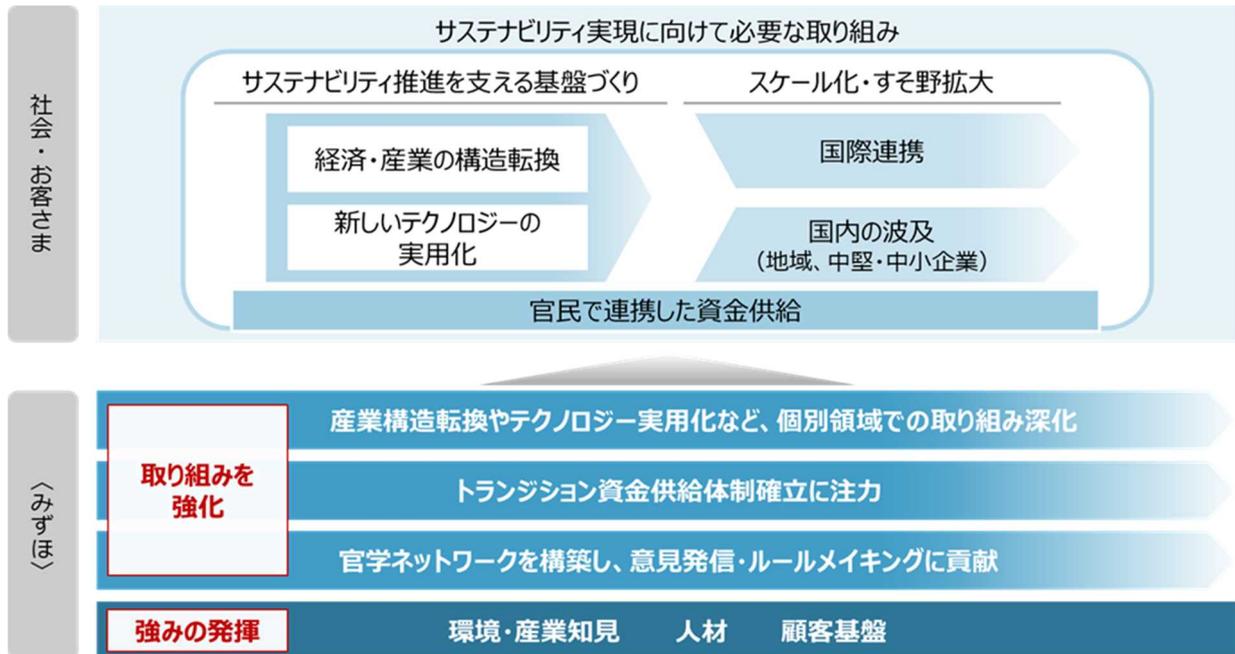


図 2：サステナビリティ実現に向けて必要な取り組み²

〈みずほ〉は金融仲介機能を発揮し、環境・社会課題解決に向けた資金の流れを作り出していくため、2023年4月に、2019年度－2030年度累計でのサステナブルファイナンス目標を100兆円、そのうち環境・気候変動対応ファイナンス目標を50兆円へと大きく引き上げており、達成に向けた取り組みを推進している。



図 3：〈みずほ〉のサステナブルファイナンス目標³

² 出典：本フレームワーク

³ 出典：本フレームワーク

さらに、国内外でインパクトファイナンスへの機運が高まっているなか、〈みずほ〉は将来の社会・経済構造転換の促進に向けてインパクト市場の牽引を目指し、2024年5月「インパクトビジネスの羅針盤」を公表した。〈みずほ〉は社会や環境に対するポジティブ・ネガティブ双方のインパクトをビジネス上の意思決定の重要な要素と捉え、インパクトの創出に向けた明確な意図と計画をもって、ステークホルダーと協働しサステナブルな社会の実現に貢献していく方針である。

2. 本フレームワーク作成の目的

みずほ銀行は、預金者が預け入れた預金（インパクト預金）を原資としたインパクトファイナンスを実行することで「調達」と「投融資」を一体化し、インパクトビジネスへの取り組みを強化することを目的として、本フレームワークを作成した。

インパクト評価に基づいたファイナンスをアセットとするインパクト預金を推進することで、インパクトと、収益の好循環を実現し、社会課題の解決と企業価値の向上を実現する方針である。

3. 本フレームワークの概要

3-1 本預金の概要

本預金の預金期間は1か月以上1年以内としている。金利は通常のみずほ銀行大口定期預金と同様の取扱いを予定している。

3-2 調達資金の用途

本預金によって調達した資金は、特定のインパクトを意図するファイナンスについては環境省のESGハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」、包括的なインパクトを意図するファイナンスについてはポジティブ・インパクト金融原則について、外部評価機関から適合性に係る第三者意見を取得した金融商品（適格インパクトファイナンス）に充当される。

現時点における適格インパクトファイナンスは以下のとおりで、今後該当する商品を拡大していく予定である。なお、適格インパクトファイナンスに該当する商品に関する最新の情報は、みずほ銀行ウェブサイトにおける本預金の商品案内ページに掲載される。

【Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンス】

Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンスでは、ポジティブ・インパクト金融原則に基づき、みずほリサーチ&テクノロジーズが独自に開発したインパクト評価フレームワークを活用し、顧客が抱える環境・社会・経済におけるインパクト（ポジティブ・ネガティブ）を包括的かつ定量的に評価する。その評価において「ネガティブなインパクトの抑制及び少なくとも1つ以上のポジティブなインパクトの創出」と確認された場合、当該取り組みの継続的な支援を通じたインパクトの創出を目的として融資を行うものである。なお、株式会社日本格付研究所（JCR）は2021年6月25日付で本商品に係るフレームワークに対する第三者意見を公表している。

名称	Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンス
取扱開始	2021年6月25日
環境評価モデル	<ul style="list-style-type: none"> みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が開発したフレームワークを基に、企業もたらすインパクトについてみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が「インパクト評価レポート」を作成 「インパクト評価レポート」の主な記載内容は、①企業のサステナビリティ経営体制の整備状況の評価、②企業もたらすインパクトの選定とKPIおよびその目標値の設定、の2点 〈みずほ〉が想定する26種類のインパクトをベースに、事業を展開する国、主要事業の業種、企業固有の要素の観点から、企業が環境や社会にもたらしうるポジティブ/ネガティブインパクト候補を抽出 マテリアリティ分析などを通じて、少なくとも5種類のインパクトを選定。このうち最低2種類は「日本で重要視されるインパクト候補」から選定。選定したインパクトにはそれを代表するKPIとその目標値を設定 ただし、重要なネガティブインパクトは5種類に関係なく、すべてKPIおよびその目標値を設定。また、ポジティブインパクトも最低1種類を選定し、KPIおよびその目標値を設定
その他	<ul style="list-style-type: none"> インパクト評価についての開発を継続していく予定であり、評価手法の開発や社会の変化等に伴い随時見直しを行い、適宜更新を行う

(2024年3月現在)

図 4 : Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンス商品概要⁴

【Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンス PRO】

「Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンス」の中堅・中小企業版であり、「Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンス」におけるインパクト評価の基本的な考え方を準拠しつつ、中堅・中小企業特有の要素を一部評価手法に織り込んだファイナンス商品である。なお、JCRは2022年10月6日付で本商品に係る第三者意見を公表している。

特性	<ul style="list-style-type: none"> インパクト評価フレームワークを基に、インパクト評価レポート（一次評価書）を作成。 「インパクト評価レポート」の主な記載内容は、①企業のサステナビリティ経営体制の整備状況の評価、②企業もたらすインパクトの選定とKPIおよびその目標値の設定、の2点。 UNEP FIが定義するインパクトカテゴリーをベースに、企業や環境や社会にもたらしうるポジティブ・ネガティブインパクト候補を抽出。 抽出したインパクト候補から、マネジメント体制やインパクト実績を踏まえ、ポジティブインパクトは1種類以上、ネガティブインパクトは抑制が必要なものを全てを選定。 選定したインパクトについて、対象企業とエンゲージメントのうえ、融資の期間モニタリングするKPIを設定する。
対象先	原則、時価総額1,000億円以下かつ、みずほ銀行で定める基準を充足する先
発行金額	原則5億円以上
資金用途	事業性資金
年限	原則、3年～10年
金利水準	みずほ銀行所定の審査により決定します。

(2024年3月現在)

図 5 : Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンス PRO 商品概要⁵

⁴ みずほ銀行ウェブサイト

⁵ みずほ銀行ウェブサイト

【Mizuho Eco Finance】

「Mizuho Eco Finance」は、グローバルに信頼性の高い環境認定や評価等を組み入れた環境評価モデルを用いて、お客さまの取り組みや指数をスコアリングし、一定のスコア以上を満たした顧客に対して融資を行うものである。環境評価モデルは、みずほリサーチ&&テクノロジーズ株式会社が開発した。なお、JCRは2024年3月29日及び2025年1月31日付で本商品に係る第三者意見を公表している。

名称	Mizuho Eco Finance
取扱開始日	2019年6月28日
環境評価モデル	<ul style="list-style-type: none"> みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社がこれまで官公庁や民間企業向けのリサーチやコンサルティング業務を通じて培ってきた知見に基づき、環境配慮に関する適切な情報開示や実践を促すことを意識した評価項目等を基準に株式会社みずほ銀行がスコアリングを行い、AA, A, B, C, Dの5段階で各企業の環境配慮に関する情報開示への取組状況について評価を行います。 なお、「Mizuho Eco Finance」は、A以上の評価を取得した企業等に提供可能なファイナンス商品となります。 <p>〈2019年版〉</p> <ol style="list-style-type: none"> TCFDへの賛同表明 S&P/JPXカーボンエフィシエント指数（カーボン情報の開示ステータス） S&P/JPXカーボンエフィシエント指数（十分位数分類） SBT認定/コミット状況 温室効果ガスに関する環境長期ビジョン策定内容 温室効果ガス排出量（Scope1+2） 温室効果ガス排出量（Scope3） <p>〈2025年版（原則2025年4月以降）〉</p> <ol style="list-style-type: none"> SBT認定/コミット状況 温室効果ガスに関する環境中長期ビジョン策定内容 日本政府のカーボンニュートラル施策に対するコミットメント S&P/JPXカーボンエフィシエント指数（カーボン情報の開示ステータス） S&P/JPXカーボンエフィシエント指数（十分位数分類） 温室効果ガス排出量（Scope1+2） 温室効果ガス排出量（Scope3）
その他	<ul style="list-style-type: none"> 上記指標内容等の他にも、各企業等が注力する環境技術の活用状況や環境配慮型製品・サービスの提供状況、非財務情報に関する虚偽報告等についても、必要に応じて考慮する仕組みとなっています。

(2025年4月現在)

図6：Mizuho Eco Finance 商品概要

3-3 調達資金の管理体制

みずほ銀行は本預金で調達した資金と同額を既存及び新規の適格インパクトファイナンスへ充当する。本預金が残存している限り、みずほ銀行は、行内の融資データシステムとその出力情報を基に、全適格インパクトファイナンスごとに、融資に係るリストを管理する。本リストにより、インパクト預金による調達金額が適格インパクトファイナンス残高を超過しないことを確認する。

みずほ銀行は、半期に一度適格インパクトファイナンス残高を集計し、本部において本預金残高の管理表を作成し、預入・途中解約・満期到来の都度、更新を行う。

みずほ銀行は、本預金残高と適格インパクトファイナンスの残高を確認し、適格インパクトファイナンスの残高が本預金残高を上回る状態を維持するように管理を行う。したがって原則として未充当資金は発生しないが、不測の適格インパクトファイナンスの期限前弁済等により一時的に未充当資金が発生した際は、オーバーナイト取引やその他の短期金融商品に投資され、実務上可能な限りすぐに適格インパクトファイナンスに充当し、直ちに新規預け入れを停止するとともに超過状態からの復元に努める。

また、インパクト預金の元本と利息の支払いはみずほ銀行の一般資金から行われ、適格インパクトファイナンスのパフォーマンスに直接左右されることはない。

3-4 ファイナンスの選定プロセス

適格インパクトファイナンスに該当する商品は、商品所管部にて部長決裁を得た上で、関係所管部からの部長決裁を得ることで追加される。また、毎年3月末、9月末の適格インパクトファイナンスの残高及び当該時点でのMizuho インパクト預金の預入残高を踏まえ、必要に応じて預金募集額の見直しが実施される。預金募集額の見直しは商品所管部及び対顧業務部の部長決裁を得て実施され、本フレームワークに定める適格インパクトファイナンスを資金用途とする預金の募集が行われる。

3-5 レポーティング

みずほ銀行はインパクト預金の残高が存在する限り、本預金の資金管理状況及び本預金で調達した資金の投融資によって発現したインパクトについて、年1回ホームページで公表を行う予定である。主な開示項目は以下のとおりである。

- ・ 本預金の残高、充当金額及び未充当金額
- ・ 適格インパクトファイナンスの投融資残高及びインパクト預金の充当割合
- ・ インパクト預金の残高が適格インパクトファイナンスの投融資残高を超過していないこと
- ・ 適格インパクトファイナンスによるインパクト

さらにみずほ銀行は本フレームワークに基づく実際の運用とフレームワークとの適合性を確実なものとするために、資金管理状況とインパクト預金をもたらすインパクトについてJCRからレビューを受ける予定としている。

II. 適合性評価

JCR は本フレームワークに基づいて組成される預金が、本フレームワークによって企図したアウトカム、インパクトが適切に発揮される商品設計となっているか否かについて、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示されたインパクトファイナンスの定義に係る 4 つの要素との適合性を確認した。

表 1：インパクトファイナンスの定義⁶

「インパクトファイナンス」とは、次の①～④の要素すべてを満たすものをいう。	
要素①	投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
要素②	インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
要素③	インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
要素④	中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

要素①

投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つものか

みずほ銀行は、本預金を通じて調達した資金について、外部評価機関から第三者意見を取得した適格インパクトファイナンスのみに充当するとしている。そのため本預金によって調達した資金を充当する適格インパクトファイナンスは、外部評価機関から第三者意見を取得する際に、重大なネガティブインパクトの有無及びそれに対する低減策と、発現が意図されるポジティブなインパクトについての検討がなされたものである。

以上より、本預金は重大なネガティブインパクトの適切な緩和・管理を前提にポジティブなインパクトを発現が意図される商品設計となっている。

要素②

インパクトの評価及びモニタリングを行うものか

みずほ銀行は本預金を通じて調達した資金について、外部評価機関から第三者意見を取得する適格インパクトファイナンスのみに充当するとしている。したがって外部評価機関から第三者意見を取得する際において、当該投融資によって発現が意図されるインパクトについてあらかじめ評価がなされているといえる。また、みずほ銀行はインパクトの発現に係るモニタリングを行い、エンゲージメントと伴走支援によって適切なインパクトの管理を行う体制を構築している。

⁶ 出典：環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」より JCR 作成

以上から、本預金はインパクトの評価及びモニタリングを適切に実施する体制を整備している。

要素③

インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うものか

本預金の充当先である、外部評価機関から第三者意見を取得する適格インパクトファイナンスは、第三者意見を取得する際に、原則としてインパクトの評価結果についての情報開示を行っている。また、投融資期間において発現したインパクトについても、ウェブサイトにて公表を行っている。みずほ銀行は本預金の充当先である適格インパクトファイナンスに関して、インパクト KPI の設定状況の開示等のインパクトレポートを行う予定である。

以上から、本預金におけるインパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示について、適切に実施する体制が整備されている。

要素④

中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするものか

みずほ銀行は本預金の募集にあたって、本預金の資金使途が適格インパクトファイナンスに限定されていることについて、提案資料への記載によって預金者に事前に説明を行う。本預金はみずほ銀行の通常の定期預金と同様に金利が付与され、預金保険制度の適用対象となる。

さらに、みずほ銀行は本預金によって調達した資金が充当された投融資によって発現したサステナビリティに係るインパクトの結果を公表し、預金者に提供することとしている。

また、本預金で調達した資金を充当している適格インパクトファイナンスの残高等に大きな状況の変化が生じた際には、ホームページで公開する予定である。

以上より、本預金は預金者に対して、中長期的な視点に基づいて適切なリスク・リターンを確保する機会を提供するものである。

III. 結論

JCR は、本フレームワークが環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項に適合していることを確認した。

(担当) 菊池 理恵子・稲村 友彦

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体の、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該インパクトファイナンスがもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。本第三者意見は、依頼者である事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、インパクトファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は以下の原則等を参照しています。

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本インパクトファイナンス事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるインパクトファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

用語解説 第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したインパクトファイナンスに係るスキームの環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：インパクトファイナンスを実施する金融機関をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル